

令和 7 年

市議会 3 月定例会議案参考資料

知立市個人番号の利用に関する条例の一部改正案新旧対照表（第1条関係）

（議案第3号、参考資料）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>（3） 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>（4） 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>（5）・（6） 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>（3） 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>（4） 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>（5）・（6） 略</p>

知立市税条例の一部改正案新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(市民税の申告)</p> <p>第35条の2 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第25条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(不均一課税)</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定による不均一課税を受けようとする者は、第1項の規定による不均一課税を受けようとする場合にあっては新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の、前項の規定による不均一課税を受けようとする場合にあっては最後に法附則第15条の8第1項の規定により固定資産税額の減額を受けた年度の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその不均一課税を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第35条の2 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第25条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(不均一課税)</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定による不均一課税を受けようとする者は、第1項の規定による不均一課税を受けようとする場合にあっては新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の、前項の規定による不均一課税を受けようとする場合にあっては最後に法附則第15条の8第1項の規定により固定資産税額の減額を受けた年度の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその不均一課税を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個</p>

改正後	改正前
<p>人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略 (種別割の減免)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略 (特別土地保有税の減免)</p> <p>第125条の3 略</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における</p>	<p>人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略 (種別割の減免)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略 (特別土地保有税の減免)</p> <p>第125条の3 略</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における</p>

改正後	改正前
<p>特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p>

知立市都市計画税条例の一部改正案新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>（2）～（6） 略</p> <p>8～20 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>7 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>（1） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>（2）～（6） 略</p> <p>8～20 略</p>

171

知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第4号、参考資料)

改正後	改正前
<p>別表（第2条関係） 支給額</p> <p>表 略</p> <p><u>備考 投票所の投票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票立会人がそれぞれの職務に従事した時間が当該職務に係る投票所又は期日前投票所の投票時間に満たないときの報酬の額は、この表に定める報酬の額に職務に従事した時間の時間数を乗じ、これを当該投票時間の時間数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p>	<p>別表（第2条関係） 支給額</p> <p>表 略</p> <p><u>備考 投票立会人及び期日前投票立会人の投票立会時間が、立会いをした投票所又は期日前投票所の投票時間に満たないときの投票立会人及び期日前投票立会人の報酬の額は、この表に定める報酬の額に2分の1を乗じて得た額とする。</u></p>

知立市職員の給与に関する条例の一部改正案新旧対照表（第1条関係）

（議案第5号、参考資料）

改正後	改正前
<p>（初任給、昇給、昇格等の基準）</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 <u>次に掲げる職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>（1） <u>55歳（市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員</u></p> <p>（2） <u>行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員</u></p> <p>6～8 略</p> <p><u>（扶養手当）</u></p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p>	<p>（初任給、昇給、昇格等の基準）</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給<u>（行政職給料表（一）の適用を受ける職員で部長及び課長の職又はこれに相当する職にある職員にあっては、3号給）</u>とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 <u>55歳（市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員</u>の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6～8 略</p> <p><u>（扶養手当）</u></p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）</u>については1人につき1万3,000円、<u>扶養親族たる父母等</u>については1人につき6,500円（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が別に定める職員にあつては、3,500円）とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p> <p>第13条 <u>削除</u></p>	<p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>については1人につき6,500円（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が別に定める職員（以下「<u>（一）8級職員等</u>」という。）にあつては、3,500円）、<u>前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）</u>については1人につき1万円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>（以下「<u>特定期間</u>」という。）</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第13条 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</u></p> <p>(2) <u>扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに</u></p>

改正後

改正前

至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行（一）8級職員等が行（一）8級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの

改正後	改正前
<p>(地域手当)</p> <p>第13条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、同一の住宅に2人以上の職員（知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年知立市条例第88号）第2条第1項に規定する職員を含む。）が居住する場合は、そのうちの1人に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）</u>が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの</p> <p>2・3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の規定により支給する通勤手当の月額は、<u>15万円</u>を超えない範囲内において市長が規則で定める。ただし、第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）の通勤手当の月額は、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減</p>	<p><u>がある職員で行（一）8級職員等以外のものが行（一）8級職員等となった場合</u></p> <p><u>（5） 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第13条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、同一の住宅に2人以上の職員（知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年知立市条例第88号）第2条第1項に規定する職員を含む。）が居住する場合は、そのうちの1人に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの</p> <p>2・3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 前項の規定により支給する通勤手当の月額は、<u>5万5,000円</u>を超えない範囲内において市長が規則で定める。ただし、第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）の通勤手当の月額は、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得</p>

改正後	改正前
<p>じるものとする。 （単身赴任手当）</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったこと</u>に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 略 （管理職員特別勤務手当）</p> <p>第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務をした</u>場合に、当該職員に対して支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当</p>	<p>た額を減じるものとする。 （単身赴任手当）</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（<u>任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。</u>）</u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 略 （管理職員特別勤務手当）</p> <p>第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務した場合</u>に、当該職員に対して支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から</u>午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当</p>

改正後	改正前
<p>該各号に定める額 <u>（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）</u> とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において市長が規則で定める額</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第24条の2 第6条 <u>及び第12条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>別表第1・別表第2 略</p>	<p>該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において市長が規則で定める額 <u>（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第24条の2 第6条、<u>第11条から第13条まで及び第14条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>別表第1・別表第2 略</p>

知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年知立市条例第36号）の一部改正案新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第4条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 知立市職員の給与に関する条例第6条第1項、第2項、第4項及び第6項から第8項まで及び<u>第12条並びに</u>改正後の給与条例第6条第3項及び第5項の規定は、<u>暫定再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>8 略</p>	<p>附 則</p> <p>第4条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 知立市職員の給与に関する条例第6条第1項、第2項、第4項及び第6項から第8項まで、<u>第12条、第13条並びに第14条並びに</u>改正後の給与条例第6条第3項及び第5項の規定は、<u>暫定再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>8 略</p>

知立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第6号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が市長が定める休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) <u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が市長が定める休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号) <u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。</p>

知立市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第7号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、<u>当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、<u>当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところによ</p>

改正後	改正前
<p>時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略 (介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第17条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第17条の2 <u>任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p>	<p>り、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略 (介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p>

改正後	改正前
<p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	

知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第8号、参考資料)

改正後	改正前
<p><u>令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</u>の間における市長の給料月額は、知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和45年知立市条例第36号）第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該額に<u>100分の20</u>を乗じて得た額を減じた額とする。</p>	<p><u>令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</u>の間における市長の給料月額は、知立市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和45年知立市条例第36号）第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額を減じた額とする。</p>

知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第9号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、<u>第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>当該期間</u>にある当該</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号<u>又は第3号から第6号までのいずれかに</u>該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>333円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 <u>(以下この項において「特定期間」という。)</u>にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定</p>

改正後				改正前			
扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。				にかかわらず、167円に <u>特定期間</u> にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
補償基礎額表				補償基礎額表			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	円	円	円		円	円	円
団長及び副団長	<u>12,900</u>	<u>13,700</u>	<u>14,500</u>	団長及び副団長	<u>12,500</u>	<u>13,350</u>	<u>14,200</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>	分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>	部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>
備考 略				備考 略			

知立市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第10号、参考資料)

改正後										改正前								
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表										別表（第2条関係） 退職報償金支給額表								
階級	勤務年数									階級	勤務年数							
	3年以上5年未満	5年以上7年未満	7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上		3年以上5年未満	5年以上7年未満	7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	円 130,000	円 239,000	円 286,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 <u>1,079,000</u>	円 1,079,000	円 130,000	円 239,000	円 286,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
副団長	120,000	229,000	274,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	<u>1,009,000</u>	1,009,000	120,000	229,000	274,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	115,000	219,000	261,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	<u>949,000</u>	949,000	115,000	219,000	261,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	110,000	214,000	255,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	<u>909,000</u>	909,000	110,000	214,000	255,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	105,000	204,000	243,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	<u>834,000</u>	834,000	105,000	204,000	243,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	100,000	200,000	230,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<u>789,000</u>	789,000	100,000	200,000	230,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

※下線は、実際に改正のある箇所のみ引いてあります。

知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第11号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p>

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第12号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.14</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>3万1,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>2万2,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>1万1,000円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.32</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万8,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 <u>2万1,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>1万500円</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 特定継続世帯 <u>1万6,500円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万2,700円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,800円</u> (2) 特定世帯 <u>3,900円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,850円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.48</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万2,700円</u>とする。 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合</p>	<p>(3) 特定継続世帯 <u>1万5,750円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万2,600円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,700円</u> (2) 特定世帯 <u>3,850円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,775円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.29</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万2,600円</u>とする。 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合</p>

改正後	改正前
<p>算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<p>算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2万1,700円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2万90円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万5,400円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,700円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1万1,550円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万4,700円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,350円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1万1,025円</u></p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,890円</u></p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,820円</u></p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯</p>

改正後	改正前
<p>別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,460円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,730円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,095円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,890円</u></p> <p>カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万5,500円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万1,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,500円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>8,250円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,350円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,390円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,695円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,043円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,820円</u></p> <p>カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万4,350円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万500円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,250円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,875円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,300円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

改正後	改正前
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,900円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,850円</u>
(イ) 特定世帯 <u>1,950円</u>	(イ) 特定世帯 <u>1,925円</u>
(ウ) 特定継続世帯 <u>2,925円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>2,888円</u>
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,350円</u>	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,300円</u>
カ 略	カ 略
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)	(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,200円</u>	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,740円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,400円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,200円</u>
(イ) 特定世帯 <u>2,200円</u>	(イ) 特定世帯 <u>2,100円</u>
(ウ) 特定継続世帯 <u>3,300円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>3,150円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,540円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,520円</u>
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,560円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,540円</u>

改正後	改正前
<p>(イ) 特定世帯 <u>780円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,170円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,540円</u></p> <p>カ 略</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,650円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,750円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万2,400円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万5,500円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,905円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,175円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>5,080円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,350円</u></p> <p>3 略</p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>770円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,155円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,520円</u></p> <p>カ 略</p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,305円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,175円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1万1,480円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1万4,350円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,890円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,150円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>5,040円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,300円</u></p> <p>3 略</p>

国民健康保険税条例の概要について

1 改正内容

国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、国民健康保険税の税率を改正するもの

(1) 税率 「令和7年度国民健康保険税改正額一覧表」のとおり。

(2) 影響額等

① 基礎課税額

	改正前 (A)	改正後 (B)	差 (B-A)
調定見込額	822,805,068 円	901,666,575 円	78,861,507 円
1人あたり賦課額	82,428 円	90,329 円	7,901 円

② 後期高齢者支援金課税額

	改正前 (A)	改正後 (B)	差 (B-A)
調定見込額	345,027,078 円	346,244,909 円	1,217,831 円
1人あたり賦課額	34,564 円	34,686 円	122 円

③ 介護納付金課税額

	改正前 (A)	改正後 (B)	差 (B-A)
調定見込額	108,478,863 円	112,814,801 円	4,335,938 円
1人あたり賦課額	10,867 円	11,301 円	434 円

④ 計 (①+②+③)

	改正前 (A)	改正後 (B)	差 (B-A)
調定見込額	1,276,311,009 円	1,360,726,285 円	84,415,276 円
1人あたり賦課額	127,861 円	136,318 円	8,457 円

※ 令和7年2月時点で見込む令和7年度被保険者数(9,982人)及び令和6年度課税所得により推計。

※ 1人あたり賦課額は、小数点以下の端数処理をしているため合計と一致しない場合があります。

令和7年度国民健康保険税改正額一覧表

基礎課税額	変更後				変更前				
	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	
所得割	7.14%				6.32%				
均等割	31,000	21,700	15,500	6,200	28,700	20,090	14,350	5,740	
均等割子ども	15,500	4,650	7,750	12,400	14,350	4,305	7,175	11,480	
平等割	普通世帯	22,000	15,400	11,000	4,400	21,000	14,700	10,500	4,200
	特定世帯	11,000	7,700	5,500	2,200	10,500	7,350	5,250	2,100
	特定継続世帯	16,500	11,550	8,250	3,300	15,750	11,025	7,875	3,150
賦課限度額	650,000				650,000				

後期高齢者支援金課税額	変更後				変更前				
	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	
所得割	変更なし				2.72%				
均等割	12,700	8,890	6,350	2,540	12,600	8,820	6,300	2,520	
均等割子ども	6,350	1,905	3,175	5,080	6,300	1,890	3,150	5,040	
平等割	普通世帯	7,800	5,460	3,900	1,560	7,700	5,390	3,850	1,540
	特定世帯	3,900	2,730	1,950	780	3,850	2,695	1,925	770
	特定継続世帯	5,850	4,095	2,925	1,170	5,775	4,043	2,888	1,155
賦課限度額	240,000				240,000				

介護納付金課税額	変更後				変更前			
	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	賦課額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額
所得割	2.48%				2.29%			
均等割	12,700	8,890	6,350	2,540	12,600	8,820	6,300	2,520
平等割	変更なし				7,000	4,900	3,500	1,400
賦課限度額	170,000				170,000			

写

(議案第12号、参考資料)

令和7年2月5日

知立市長 石川 智子 様

知立市国民健康保険運営協議会

会長 清水



知立市国民健康保険税の改正について (答申)

令和6年10月24日付け知国第127号にて諮問のありましたこのことについて、本協議会で審議した結果を下記のとおり答申します。

記

1 国民健康保険税の改正について

(審議結果)

(1) 課税額 (税率等) の検証について

令和7年度の国民健康保険税額を以下のとおりとするのが適当です。

(医療給付費分)

- ・ 所得割率 100分の6.32を100分の7.14に
- ・ 被保険者均等割額 28,700円を31,000円に
- ・ 世帯別平等割額 21,000円を22,000円に

(後期高齢者支援金分)

- ・ 被保険者均等割額 12,600円を12,700円に
- ・ 世帯別平等割額 7,700円を7,800円に

(介護分)

- ・ 所得割率 100分の2.29を100分の2.48に
- ・ 被保険者均等割額 12,600円を12,700円に改める。

令和7年3月31日の地方税法施行令の改正により国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準が引き上げられる見込であることから、所得の基準

を以下のように引き上げるのが適当です。

- ① 5割軽減の対象となる所得の基準 被保険者等の数に乗すべき金額を29.5万円から30.5万円に改める。
- ② 2割軽減の対象となる所得の基準 被保険者等の数に乗すべき金額を54.5万円から56万円に改める。

(2) 課税限度額について

令和7年3月31日の地方税法施行令の改正により基礎課税額（医療給付費分）の課税限度額が65万円から66万円、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が24万円から26万円に引き上げられる見込であることから、課税限度額を以下のように引き上げるのが適当です。

- ① 基礎課税額（医療給付費分）課税限度額 650,000円を660,000円に改める。
- ② 後期高齢者支援金等課税額課税限度額 240,000円を260,000円に改める。

(検討内容)

令和7年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果にて愛知県より示された納付金額は、年々被保険者数は減少しているものの、一人当たりの医療費は増加する見込みであることから、令和6年度に比べ約1,108万円の増加となりました。国民健康保険制度の安定的な運営を図るため、令和6年度においては税率の引き上げを行い、激変緩和措置として一般会計より繰入れを行いました。昨年度の答申に則り、引き続き安定的な運営を図るため、国民健康保険税の税率、均等割額及び平等割額を概ね7.7%引き上げる必要があると判断しました。

また、課税限度額については、地方税法施行令の改正に合わせて、速やかに適用する必要があると判断しました。

2 附帯意見

7

令和8年度以降の税率については、令和7年度において愛知県の示す標準税率とほぼ同水準となったことから、国民健康保険事業費納付金の増減に合わせて改正の検討が必要です。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える最後の砦です。今後においても逐次検証を行い、被保険者の負担と国保財政のバランスを考慮しつつ、適切な制度運営に努めてください。

知立市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第13号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(支給の範囲)</p> <p>第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合(附加給付にあつては、当該給付が行われる場合を含む。)において、当該医療に関する給付の額(その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を子ども医療費(以下「医療費」という。)として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>3 略</p> <p>(子ども医療費受給者証)</p> <p>第5条 対象者は、市長に申請し、規則に定めるところにより、この条例に</p>	<p>(支給の範囲)</p> <p>第4条 市長は、子ども<u>(高校生等を除く。)</u>の疾病又は負傷について社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合(附加給付にあつては、当該給付が行われる場合を含む。)において、当該医療に関する給付の額(その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を子ども医療費(以下「医療費」という。)として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>市長は、高校生等の疾病又は負傷について社会保険各法の規定による医療に関する給付(入院に係る療養の給付に限る。以下この項において同じ。)</u>が行われた場合(附加給付にあつては当該給付が行われる場合を含む。)において、当該医療に関する給付の額(その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を医療費として支給する。<u>ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>前2項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</u></p> <p>4 略</p> <p>(子ども医療費受給者証)</p> <p>第5条 対象者<u>(前条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする者に</u></p>

改正後	改正前
<p>よる医療費の支給を受ける資格を証する子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>（支給の方法）</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2</u> <u>第4条第3項</u>の規定による医療費の支給は、当該医療費を徴収金に充当することによって行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより医療費の支給を行うことができる。</p>	<p><u>限る。）</u>は、市長に申請し、規則に定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>（支給の方法）</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2</u> <u>第4条第2項</u>の規定による医療費の支給は、当該医療費を対象者に支払うことによって行うこととする。</p> <p><u>3</u> <u>第4条第4項</u>の規定による医療費の支給は、当該医療費を徴収金に充当することによって行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより医療費の支給を行うことができる。</p>

知立市逢妻浄苑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第14号、参考資料)

改正後				改正前			
別表（第7条関係） 浄苑使用料				別表（第7条関係） 浄苑使用料			
区分		単位	使用料（円）	区分		単位	使用料（円）
満12歳以上の者	市内	1体	無料	満12歳以上の者	市内	1体	無料
	市外	1体	<u>70,000</u>		市外	1体	<u>50,000</u>
満6歳以上満12歳未満の者	市内	1体	無料	満6歳以上満12歳未満の者	市内	1体	無料
	市外	1体	<u>40,000</u>		市外	1体	<u>30,000</u>
満6歳未満の者（死産児を含む。）	市内	1体	無料	満6歳未満の者（死産児を含む。）	市内	1体	無料
	市外	1体	<u>20,000</u>		市外	1体	<u>15,000</u>
略				略			
備考 略				備考 略			

知立市道路占用料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第15号、参考資料)

改正後				改正前			
別表（第3条関係） 道路占用料				別表（第3条関係） 道路占用料			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>990</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>950</u>
	第2種電柱		1,500	第2種電柱	1,500		
	第3種電柱		2,000	第3種電柱	2,000		
	第1種電話柱		<u>880</u>	第1種電話柱	<u>850</u>		
	第2種電話柱		1,400	第2種電話柱	1,400		
	第3種電話柱		1,900	第3種電話柱	1,900		
	その他の柱類		<u>88</u>	その他の柱類	<u>85</u>		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	9	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき
	地下に設ける電線その他の線類	5		地下に設ける電線その他の線類	5		
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>860</u>	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>530</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>510</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,800</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>740</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>720</u>	
	広告塔	表示面積1平方メートル1	<u>2,200</u>	広告塔	表示面積1平方メートル1	<u>2,400</u>	

改正後				改正前			
		年につき				年につき	
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,800</u>		その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,700</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>37</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>36</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>53</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>51</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>79</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>77</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>160</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>210</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>200</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>370</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>360</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>530</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>510</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>1,100</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>1,000</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,800</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,700</u>
法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に <u>0.004</u> を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に <u>0.005</u> を乗じて得た額
			階数が 2 のもの		A に <u>0.006</u>		

改正後					改正前				
げる施設		の		を乗じて得た額			の		を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額				階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
			上空に設ける通路	<u>1,100</u>				上空に設ける通路	<u>1,200</u>
			地下に設ける通路	<u>660</u>				地下に設ける通路	<u>710</u>
			その他のもの	<u>1,800</u>				その他のもの	<u>1,700</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>		法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>			その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>			その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
	標識		1本1年につき	1,400		標識		1本1年につき	1,400
第7条第1号に掲げ	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>22</u>	第7条第1号に掲げ	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>24</u>
		その他のもの	1本1月につ	<u>220</u>			その他のもの	1本1月につ	<u>240</u>

改正後					改正前				
る物件			き		る物件			き	
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき		<u>22</u>	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき		<u>24</u>
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき		<u>220</u>		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき		<u>240</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,200</u>		アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,400</u>
	その他のもの			<u>1,100</u>		その他のもの			<u>1,200</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき		<u>220</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル1月につき		<u>240</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>180</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>170</u>
備考 略					備考 略				

※下線は、実際に改正のある箇所にもみ引いてあります。

知立市法定外公共用物管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第16号、参考資料)

改正後				改正前			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
電柱等の工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>990</u>	1本1年につき	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>950</u>
	第2種電柱		1,500		第2種電柱		1,500
	第3種電柱		2,000		第3種電柱		2,000
	第1種電話柱		<u>880</u>		第1種電話柱		<u>850</u>
	第2種電話柱		1,400		第2種電話柱		1,400
	第3種電話柱		1,900		第3種電話柱		1,900
	その他の柱類		<u>88</u>		その他の柱類		<u>85</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき		9		共架電線その他上空に設ける線類
	地下に設ける電線その他の線類	5		地下に設ける電線その他の線類	5		
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>860</u>	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>530</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>510</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,800</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>740</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>720</u>	
広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>		

改正後				改正前					
	その他のもの		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,800</u>		その他のもの		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,700</u>
地下埋設管等の物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ 1 メートル 1 年につき	<u>37</u>	地下埋設管等の物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ 1 メートル 1 年につき	<u>36</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>53</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>51</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>79</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>77</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>110</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>160</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>150</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>210</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>200</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>370</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>360</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>530</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>510</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>1,100</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>1,000</u>
鉄道等の施設			占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,800</u>	鉄道等の施設			占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1,700</u>
通路等の施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に <u>0.004</u> を乗じて得た額	A に <u>0.004</u> を乗じて得た額	通路等の施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に <u>0.005</u> を乗じて得た額	A に <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が 2 のもの					A に <u>0.006</u> を乗じて得た額		

改正後				改正前					
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額		
		上空に設ける通路	<u>1,100</u>			上空に設ける通路	<u>1,200</u>		
		地下に設ける通路	<u>660</u>			地下に設ける通路	<u>710</u>		
		その他のもの	<u>1,800</u>			その他のもの	<u>1,700</u>		
露店等の施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>	露店等の施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>		
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>		その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>		
看板、旗ざお等物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	看板、旗ざお等物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>			その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
	標識		1本1年につき	1,400		標識		1本1年につき	1,400
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>22</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>24</u>		
		その他のもの	1本1月につき	<u>220</u>		その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>	
幕（工事用施設であるもの	祭礼、縁日その他の催しに際	その面積1平方メートル1	<u>22</u>	幕（工事用施設であるもの	祭礼、縁日その他の催しに際	その面積1平方メートル1	<u>24</u>		

改正後					改正前				
	を除く。)	し、一時的に設けるもの	日につき			を除く。)	し、一時的に設けるもの	日につき	
		その他のもの	その面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>220</u>			その他のもの	その面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>240</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1 基 1 月につき	<u>2,200</u>		アーチ	車道を横断するもの	1 基 1 月につき	<u>2,400</u>
		その他のもの		<u>1,100</u>			その他のもの		<u>1,200</u>
工事用施設及び工事用材料			占用面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>220</u>	工事用施設及び工事用材料			占用面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>240</u>
仮設建築物及び一時収容施設			1 基 1 月につき	<u>180</u>	仮設建築物及び一時収容施設			1 基 1 月につき	<u>170</u>
備考 略					備考 略				

※下線は、実際に改正のある箇所にのみ引いてあります。

知立市準用河川占用料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第17号、参考資料)

改正後				改正前			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
占用の種類	区分	単位	占用料	占用の種類	区分	単位	占用料
柱類を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>990</u>	柱類を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>950</u>
	第2種電柱		1,500		第2種電柱		1,500
	第3種電柱		2,000		第3種電柱		2,000
	第1種電話柱		<u>880</u>		第1種電話柱		<u>850</u>
	第2種電話柱		1,400		第2種電話柱		1,400
	第3種電話柱		1,900		第3種電話柱		1,900
	その他の柱類		<u>88</u>		その他の柱類		<u>85</u>
管類を設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>37</u>	管類を設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>53</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>51</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>79</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>77</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>160</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150</u>
	外径が0.3メートル以		<u>210</u>		外径が0.3メートル以		<u>200</u>

改正後				改正前			
	上0.4メートル未満のもの				上0.4メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>370</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>360</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>530</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>510</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>1,100</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>1,000</u>
橋りょう、通路及び暗きよを設置する場合	1平方メートル1年につき	180			橋りょう、通路及び暗きよを設置する場合	1平方メートル1年につき	180
その他河川区域を占用する場合	1平方メートル1年につき	250			その他河川区域を占用する場合	1平方メートル1年につき	250
備考 略				備考 略			

※下線は、実際に改正のある箇所にのみ引いてあります。

知立市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第18号、参考資料)

改正後				改正前			
別表第2 (第2条関係) 愛知県の条例に基づく事務手数料				別表第2 (第2条関係) 愛知県の条例に基づく事務手数料			
種類		単位	金額	種類		単位	金額
略				略			
宅地造成又は特定盛土等工事許可申請	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートル以内のとき	1件につき	17,000				
	切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	1件につき	28,000				
	切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	1件につき	40,000				
	切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき	1件につき	58,000				
	切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき	1件につき	69,000				
	切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき	1件につき	94,000				
	切土又は盛土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のとき	1件につき	149,000				
	切土又は盛土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のとき	1件につき	226,000				

改正後			改正前
<u>き</u>			
<u>切土又は盛土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のと</u>	<u>1件につき</u>	<u>360,000</u>	
<u>き</u>			
<u>切土又は盛土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のと</u>	<u>1件につき</u>	<u>510,000</u>	
<u>き</u>			
<u>切土又は盛土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるとき</u>	<u>1件につき</u>	<u>660,000</u>	
<u>宅地造成又は特定盛土等工事計画変更許可申請</u>	<u>1件につき</u>	<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料の額を合算した額。</u> <u>ただし、当該合算した額が660,000円を超えるときは、660,000円とする。</u> <u>(1) 宅地造成</u>	

改正後

改正前

又は特
定盛土
等に関
する工
事に係
る設計
の変更
(次号
のみに
該当す
る変更
を除
く。)
切土
又は盛
土をす
る土地
の面積
(同号
に規定
する変
更を伴
う場合
にあっ
ては変
更前の
切土又
は盛土

改正後

改正前

をする
土地の
面積、切
土又は
盛土を
する土
地の面
積の縮
小を伴
う場合
にあっ
ては縮
小後の
切土又
は盛土
をする
土地の
面積)に
応じ、宅
地造成
又は特
定盛土
等工事
許可申
請手数
料に係
る金額
の欄に

改正後

改正前

掲げる
額に10
分の1
を乗じ
て得た
額
(2) 切
土又は
盛土を
する土
地の追
加に係
る設計
の変更
追加
される
切土又
は盛土
をする
土地の
面積に
応じ、宅
地造成
又は特
定盛土
等工事
許可申
請手数

改正後			改正前
			料に係 る金額 の欄に 掲げる 額 (3) そ の他の 変更 12,000
土石の 堆積工 事許可 申請	土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内のとき	1件につき	12,000
	土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	1件につき	14,000
	土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	1件につき	17,000
	土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき	1件につき	20,000
	土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき	1件につき	29,000
	土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のとき	1件につき	32,000
	土石の堆積をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のとき	1件につき	39,000

改正後			改正前
<u>土石の堆積をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のとき</u>	<u>1件につき</u>	<u>53,000</u>	
<u>土石の堆積をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のとき</u>	<u>1件につき</u>	<u>74,000</u>	
<u>土石の堆積をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のとき</u>	<u>1件につき</u>	<u>102,000</u>	
<u>土石の堆積をする土地の面積が10万平方メートルを超えるとき</u>	<u>1件につき</u>	<u>132,000</u>	
<u>土石の堆積工事計画変更許可申請</u>	<u>1件につき</u>	<u>次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料の額を合算した額。</u> <u>ただし、当該合算した額が132,000円を超えるときは、132,000円とする。</u> <u>(1) 土石の堆積に関</u>	

改正後

改正前

する工
事の計
画の変
更(次号
のみに
該当す
る変更
を除
く。)
土石
の堆積
をする
土地の
面積(同
号に規
定する
変更を
伴う場
合にあ
っては
変更前
の土石
の堆積
をする
土地の
面積、土
石の堆
積をす

改正後

改正前

る土地
の面積
の縮小
を伴う
場合に
あって
は縮小
後の土
石の堆
積をす
る土地
の面積)
に応じ、
土石の
堆積工
事許可
申請手
数料に
係る金
額の欄
に掲げ
る額に
10分の
1を乗
じて得
た額
(2) 土
石の堆

改正後		改正前	
		<u>積をす</u> <u>る土地</u> <u>の追加</u> <u>に係る</u> <u>設計の</u> <u>変更</u> <u>追加さ</u> <u>れる土</u> <u>石の堆</u> <u>積をす</u> <u>る土地</u> <u>の面積</u> <u>に応じ、</u> <u>土石の</u> <u>堆積工</u> <u>事許可</u> <u>申請手</u> <u>数料に</u> <u>係る金</u> <u>額の欄</u> <u>に掲げ</u> <u>る額</u> <u>(3) そ</u> <u>の他の</u> <u>変更</u> <u>12,000</u>	
<u>宅地造</u> <u>成又は</u>	<u>切土又は盛土をする土地の面積が2,000平</u> <u>方メートル以内のとき</u>	<u>1件に</u> <u>つき</u>	<u>4,000</u>

改正後				改正前
特定盛土等工事 事中間 検査申請	切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき	1件につき	5,000	
	切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え2万平方メートル以内のとき	1件につき	7,000	
	切土又は盛土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のとき	1件につき	11,000	
	切土又は盛土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のとき	1件につき	19,000	
	切土又は盛土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のとき	1件につき	31,000	
	切土又は盛土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるとき	1件につき	44,000	
備考 略				備考 略

知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第19号、参考資料)

改正後						改正前					
別表（第2条－第4条関係）						別表（第2条－第4条関係）					
執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期	執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	略					市長	略				
	知立市立 地適正化 計画策定 委員会	都市再生特別措置法 (平成14年法律第22 号)第81条第1項の 規定に基づく立地適 正化計画の策定に関 し必要な事項を調査 審議すること。	13人 以内	(1) 学識経験を 有する者 (2) 都市計画、 都市交通又は福祉の 関係者 (3) 地域団体又は 公共的団体を代表する 者 (4) 市民 (5) 市農業委員 会の委員 (6) その他市長 が必要と認める 者	2年	市長	知立市立 地適正化 計画策定 委員会	都市再生特別措置法 (平成14年法律第22 号)第81条第1項の 規定に基づく立地適 正化計画の策定に関 し必要な事項を調査 審議すること。	13人 以内	(1) 学識経験を 有する者 (2) 都市計画、都 市交通又は福祉 の関係者 (3) 地域団体又 は公共的団体を 代表する者 (4) 市民 (5) 市農業委員 会の委員 (6) その他市長 が必要と認める 者	2年
							知立市総 合公共交 通会議	(1) 地域の实情に 即した輸送サービ スの実現に必要と なる事項を調査審 議すること。 (2) 地域公共交通 の活性化及び再生 に関する法律(平	20人 以内	(1) 学識経験を 有する者 (2) 都市交通又 は福祉の関係者 (3) 地域団体又 は公共的団体を 代表する者 (4) 市民	2年

改正後						改正前					
								<u>成19年法律第59号)第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画に</u> <u>関し必要な事項を調査審議すること。</u>	<u>(5) 関係行政機関の職員</u> <u>(6) 市の職員</u> <u>(7) その他市長が必要と認める者</u>		
略						略					
略						略					

知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案新旧対照表（附則第2項関係）

改正後		改正前	
別表（第2条関係） 支給額		別表（第2条関係） 支給額	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略		略	
略	日額 6,800	略	日額 6,800
立地適正化計画策定委員会委員		立地適正化計画策定委員会委員	
略		<u>総合公共交通会議委員</u>	
略		略	
備考 略		備考 略	

知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正案新旧対照表（第1条関係）

（議案第20号、参考資料）

改正後	改正前
<p>（定年前提任用短時間勤務職員等についての適用除外）</p> <p>第21条 第5条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 略</p>	<p>（定年前提任用短時間勤務職員等についての適用除外）</p> <p>第21条 第5条及び第8条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 略</p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年知立市条例第37号）の一部改正案新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前（公布の日）
<p>附 則 （知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第12条 暫定再任用職員については、知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定は、適用しない。</p>	<p>附 則 （知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第12条 暫定再任用職員については、知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第8条の規定は、適用しない。</p>

知立市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第21号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(同法に基づく短期大学(以下「短期大学」という。))を除く。以下「大学」という。)の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(2) 大学の<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(3) 短期大学(<u>学校教育法</u>に基づく専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。)又は<u>同法</u>に基づく高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後、<u>同号</u>において同じ。)、5年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(4) <u>短期大学等</u>において<u>機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>6年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(5) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校(<u>次号</u>において「高等学校等」という。))において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(同法に基づく短期大学(以下「短期大学」という。))を除く。以下「大学」という。)の土木工学科又はこれに相当する課程において<u>衛生工学又は水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>において<u>衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 短期大学(<u>同法</u>に基づく専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。)又は<u>学校教育法</u>に基づく高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、5年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

改正後	改正前
<p>する者（<u>3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p><u>（6） 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p><u>（7） 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p><u>（8） 第1号又は第2号に規定する学校において、それぞれ当該各号に規定する課程又は学科目を修めて卒業した者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p><u>（9） 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p><u>（10） 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）</u>であつて、1年以上<u>水道等</u>に関する技術</p>	<p><u>（5） 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>（6） 第1号又は第2号に規定する学校において、それぞれ当該各号に規定する課程又は学科目を修めて卒業した者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p><u>（7） 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目若しくは第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p><u>（8） 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）</u>であつて、1年以上<u>水道</u>に関する技術上</p>

改正後	改正前
<p>上の実務に従事した経験を有するもの<u>(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p><u>(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条第2項に規定する第二次検定に合格した者に限る。)</u>であって、<u>3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号及び第4号において同じ。)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者。次号、第4号及び第5号において同じ。)</u>については5年以上、<u>同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者にあつては6年以上、<u>同条第5号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u></p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後。第4号において同じ。)</u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者。第4号及び第5号において同じ。)にあつては6年以上、<u>同条第4号に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) 略</p>

改正後	改正前
<p>(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程並びにこれらに相当する課程以外の課程</u>を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあつては5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者にあつては7年以上、<u>同条第5号</u>に規定する学校を卒業した者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号</u>に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)</u>であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者(建設業法第27条第2項に規定する第二次検定に合格した者に限る。)</u>であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>	<p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあつては5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者にあつては7年以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第2号</u>に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p>

知立市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(議案第22号、参考資料)

改正後	改正前
<p>(除害施設の設置)</p> <p>第10条 継続して次に定める水質の基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないとされている下水及び水洗便所から排除される汚水を除く。）を排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年愛知県条例第4号）の規定により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 略</p>	<p>(除害施設の設置)</p> <p>第10条 継続して次に定める水質の基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないとされている下水及び水洗便所から排除される汚水を除く。）を排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（昭和47年愛知県条例第4号）の規定により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。） 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 略</p>

(議案第 23 号、参考資料)

認定路線

整理番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)	備 考
1289	山町31号線	山町茶碓山	山町茶碓山	45.0	6.0~11.6	
3500	鳥居21号線	鳥居 2 丁目	鳥居 1 丁目	93.9	2.5~5.3	
合計	2 路線			138.9		